2012年4月26日

各　位

会 社 名　　日本たばこ産業株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　木村　宏
（コード番号 2914
東証・大証・名証 第一部、福証・札証）
問合せ先　　ＩＲ広報部（TEL 03-3582-3111（代表））

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2012年6月22日開催予定の当社第27回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、投資家層の拡大を図ることを目的として、また、全国証券取引所による売買単位の集約の要請を踏まえ、2012年4月13日の取締役会において、2012年7月1日をもって、当社株式を1株につき200株の割合で分割するとともに単元株式数を100株とする単元株制度を採用することについて決議いたしました。
これに伴い、単元未満株式の権利についての規定（変更案第8条）及び単元未満株式の売渡請求に対応するための規定（変更案第9条）について新設するものであります。

(2) 条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。
なお、変更の効力発生日は、2012年7月1日といたします。

3. 日程（予定）

本定款変更については、2012年6月22日開催予定の当社第27回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決され、日本たばこ産業株式会社法による財務大臣の認可を受けた後、効力が発生します。

以上

【別紙】

＜定款変更の内容＞

（下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第 6 条　本会社の発行可能株式総数は、4,000 万株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条　本会社の発行可能株式総数は、80 億株とする。
（新設）	（単元株式数） 第 7 条　本会社の単元株式数は、100 株とする。
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第 8 条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (3)　次条に定める請求をする権利
（新設）	（単元未満株式の売渡請求） 第 9 条　本会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。
第 7 条～第 31 条（条文省略）	第10条～第34条（現行どおり）

（注）　上記変更案記載の第 6 条及び第 7 条につきましては、2012 年 4 月 13 日の取締役会において決議しており、2012 年 7 月 1 日を効力発生日としております。